

神戸市立学校園医療的ケア支援事業委託事業者選定委員会要綱

平成 28 年 8 月 1 日 教育長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市立学校園における医療的ケア支援事業実施要綱に基づき事業を実施する契約候補者を選定することを目的として、神戸市立学校園医療的ケア支援事業委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 選定委員会の委員の人数は 5 名とし、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 小児医療に関する医療関係者
- (2) 小児看護に関する学識経験者
- (3) 訪問看護事業関係者
- (4) 教育委員会事務局職員

(会議)

第 3 条 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 緊急その他の場合で会議を開くことができないときは、会議を招集せず、議案の持ち廻り等により審議することができる。

(守秘義務及び個人情報保護義務)

第 4 条 委員は職務上知り得た秘密を洩らし、または職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 5 条 選定委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課において処理する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の開催等に関し必要な事項は、特別支援教育課長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。